最高裁決定：AIは「発明者」になれるか？ ―DABUS事件の結論と次の一歩―

2026年3月、日本最高裁はAI「DABUS」を発明者とする特許出願を認めない最終判断を下しました。「発明者は自然人（人間）に限られる」という現行法の解釈が確定した一方で、急速に発展するAI技術を保護するための「立法による解決」への議論が加速しています。

日本における司法判断の決着

「発明者は人間に限られる」との判断が確定

2026年3月4日、最高裁は上告を受理せず、一・二番の「AIは発明者になれない」とする判決を支持。

現行特許法における「発明者」の定義

知財高裁は、特許法29条1項の「発明者」は自然人を指すと判示した。

司法から立法へのバトンタッチ

裁判所は「AI発明の保護は産業政策上の重要課題であり、立法による解決が期待される」と付言。

世界のDABUS訴証と今後の展望

主要国におけるAI発明者（DABUS）に対する判断状況の比較

国・地域	判断結果	備考
日本・米国・英国	却下確定	発明者は「自然人」に限定される。
ドイツ	条件付き容認	AI自体は不可だが「AIを使用した人間」の記載を許書。
南アフリカ	特許付与	世界で唯一、DABUSを発明者として登録（実体寝査なし）。

「知的財産推進計画2025/2026」による整整備

AIを道具として使った「AI利用発明」を特許法で保護する方向で検討が進行中。